

# 著作権譲渡書

国立大学法人北見工業大学 御中

下表著作物の著作者(又は分担著作者)である私こと\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)は、このたびの「北見工業大学が出版する出版物」への著作物掲載にあたり、下記の内容で北見工業大学(以下「乙」という。)へ当該著作物の著作権を譲渡します。

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 著作物標題               | 和文： |
|                     | 英文： |
| 著者名(複数の場合、全員を記載のこと) |     |
| 掲載出版物の標題            |     |

西暦 年 月 日

甲の現在の所属 \_\_\_\_\_

甲の所属先住所 \_\_\_\_\_

甲の氏名・印 \_\_\_\_\_ 印

## 記

1. 甲は、乙に対して当該著作物の全ての著作権(翻訳・翻案等二次的著作物の創作権・利用権を含む)を譲渡する。
2. 上記著作権譲渡後に、甲が当該著作物について以下に掲げる再利用を希望する場合には、利用目的を記載した書面(電子メールを含む)をもって乙に申し出ることとする。乙は、無償で、甲に当該著作物の再利用を、書面(同前)をもって承認するものとする。
3. 著作物の再利用の内容は次のとおりとする。
  - 複製  
著作物を印刷、複写又はマイクロ化することによって、複製物を作成すること。及び、作成した複製物を他者に譲渡すること。
  - 公衆送信  
著作物の保存に資すると著者が判断できる範囲で、著作物をデジタル化し、個人又は組織のウェブにおいて送信して利用すること。
  - 翻訳、翻案  
著作物を翻訳したり、翻案(改作、加筆・修正等)して利用すること。
4. 当該著作物について第三者から著作権上のクレームがあった場合は、甲は誠実に対応するものとする。
5. 甲は、本譲渡書を、当該著作物が掲載された出版物の発行前もしくは発行後速やかに乙に提出しなければならない。